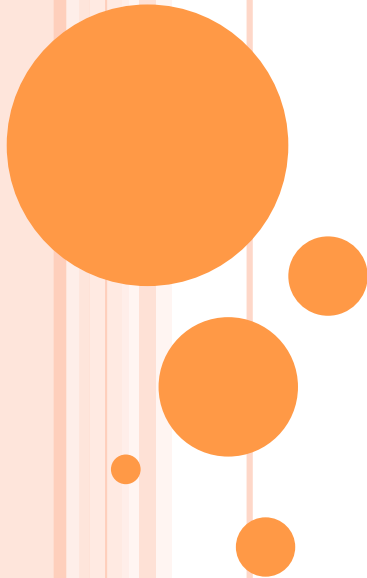




にゃんどるが教える知的財産講座

R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>



## ベンチャーの知財戦略

～経営者が知るべき知的財産の権利・入門編～



# にゃんだる講師紹介

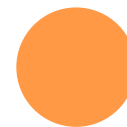


びびすけ



ぼうちゃん

にゃんだるが教える知的財産講座  
R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>



# びびすけの新規事業



昔から食されている物は健康に良い



## びびすけの新規事業



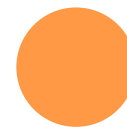
ねずみパウダーの製造・販売



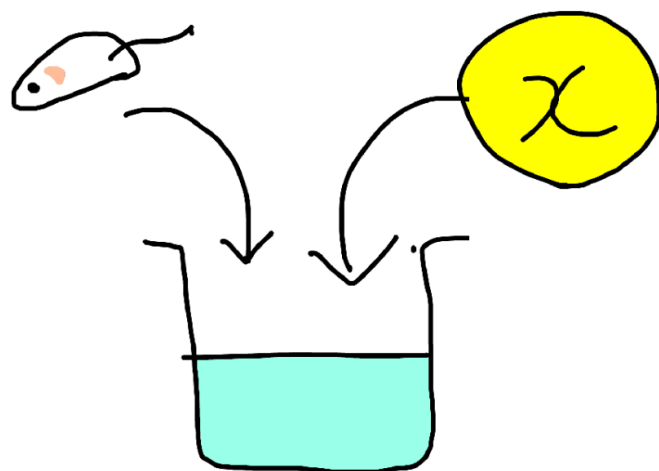
## びびすけの新規事業



ねずみパウダーを瓶詰めにし、  
商品名「がんばりまチュー」  
として販売



# 特許権の取得



特許権の対象：技術的な特徴

ねずみパウダーに成分Xを混合  
→健康増進効果UP！！

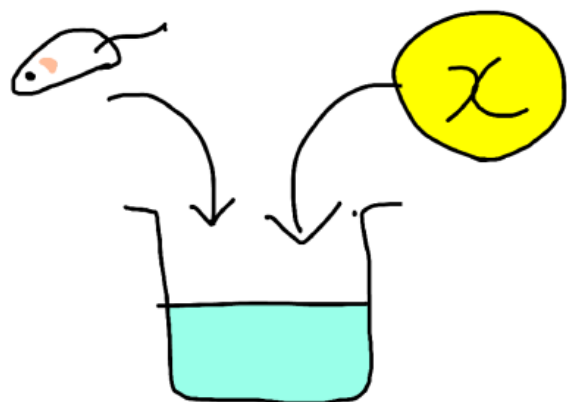


特許取得：ねずみパウダー＋成分X

販売好調！！



## ぼうちゃんによる知財戦略



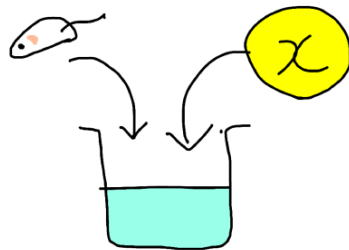
ぼうちゃんは大手健康食品メーカー  
→おカネをいっぱい持ってる

びびすけの特許を研究





利用発明とは？



びびすけの特許技術を改良することにより、  
さらなる効果を得られた技術



新たな特許の取得が可能

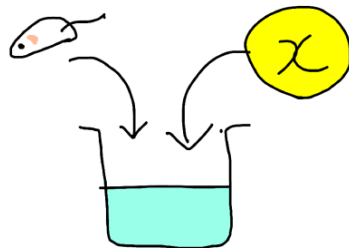
他人の特許を使用した新しい技術  
＝利用発明







利用発明とは？



びびすけの特許  
ねずみパウダー＋成分X

ぼうちゃん  
の特許

ぼうちゃん  
の特許

ぼうちゃん  
の特許

- ★ぼうちゃんはびびすけの特許を使用不可  
→自己の特許を使用不可
- ★びびすけはぼうちゃんの特許を使用できない  
→使用可能範囲が狭まる



## ぼうちちゃんによる知財戦略



<たくさんの特許権を取得>

成分Xと類似の成分X'でも同様の効果

特定のねずみを使用→効果UP！ &コストダウン

成分X又はX'に加え、成分Aを混合→効果UP！

成分X又はX'に加え、成分Bを混合→効果UP！



## ぼうちゃんによる新商品



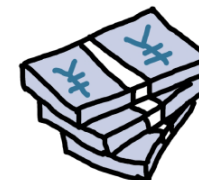
特定のねずみを使用し、成分  
 $X' + A \cdot B$ を加えた製品を発売

→「がんばりまちゅー」より安く、  
高い効果





びびすけはどうなる？



<特許権について>

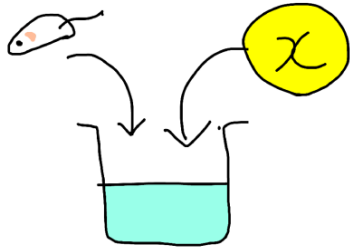
ぼうちゃんは成分Xを不使用→使用を止められない  
(特許技術の範囲外)

ぼうちゃんの特許技術を使用できない  
(特定のねずみ、成分A・Bの使用不可)  
→改良製品が作れない！！！！





びびすけはどうするべき  
だったか？



びびすけは、基本技術だけでなく、改良  
技術についても特許権を取得すべき



そんなおカネない  
よ！！！！



限られたおカネを  
有効に使う



<一つの出願を効果的に活用！>

最初の出願であれば、様々な改良技術の特許を  
同時に取得可能！！

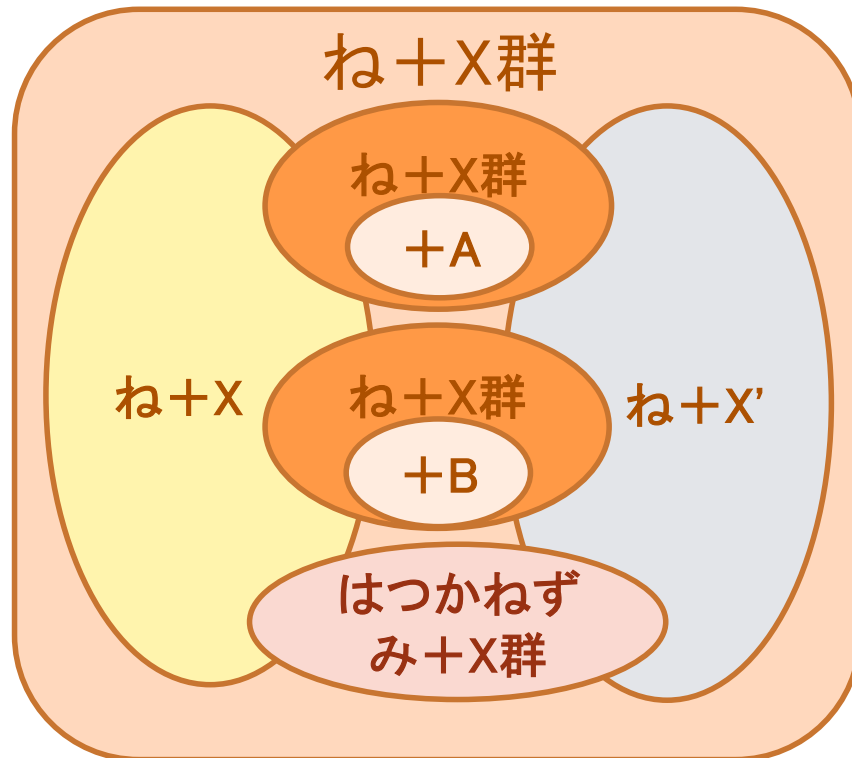




## 特許における単一性



出願は、「単一性」を満たす一つの技術ごとに行う



「ね+X群」としてひとくくり  
(X、X'さらに類似成分も含む)

「ね+X群」+  $\alpha$  である  
(共通項がある)





## 特許における単一性



出願は、「単一性」を満たす一つの技術ごとに行う

< 良い出願 >

請求項1: ねずみパウダーに成分X群を混合

→ X、X'、さらにその類似成分も含まれる

請求項2: 請求項1に対し、さらに成分Aを混合

請求項3: 請求項1に対し、さらに成分Bを混合

請求項4: 請求項1のねずみとしてはつかねずみを使用

→ 1つの出願で  
改良技術まで網羅可能！

にゃんどるが教える知的財産講座  
R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>



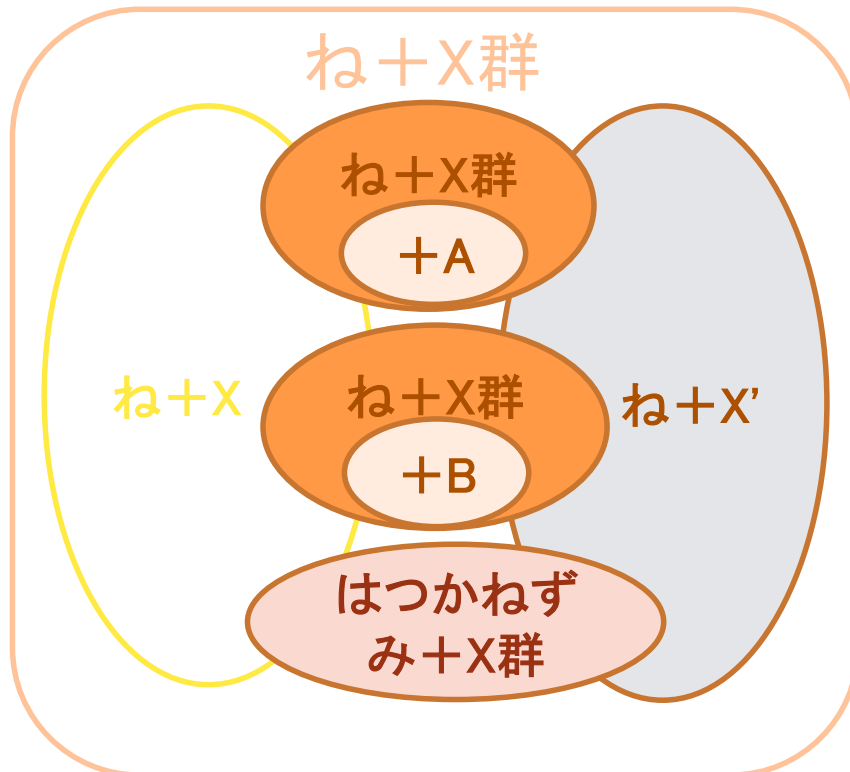




## 特許における単一性



出願は、「単一性」を満たす一つの技術ごとに行う



「ね+X」は既に公知  
→X群に新規性なし  
特定の効果があるX'で権利化

「+A」と「+B」と「はつかねずみ」  
→共通項はなし  
別個に権利化





## 特許における単一性



出願は、「単一性」を満たす一つの技術ごとに行う

<悪い出願>

1つ目の出願:ねずみパウダー+成分X

2つ目の出願:ねずみパウダー+成分X+成分A

3つ目の出願:ねずみパウダー+成分X+成分B

4つ目の出願:ねずみとしてはつかねずみを使用+成分X

5つ目の出願:ねずみパウダー+成分X'

→合計5つの出願が必要  
しかも成分X群として  
広い権利はとれない





## 利用すべき制度



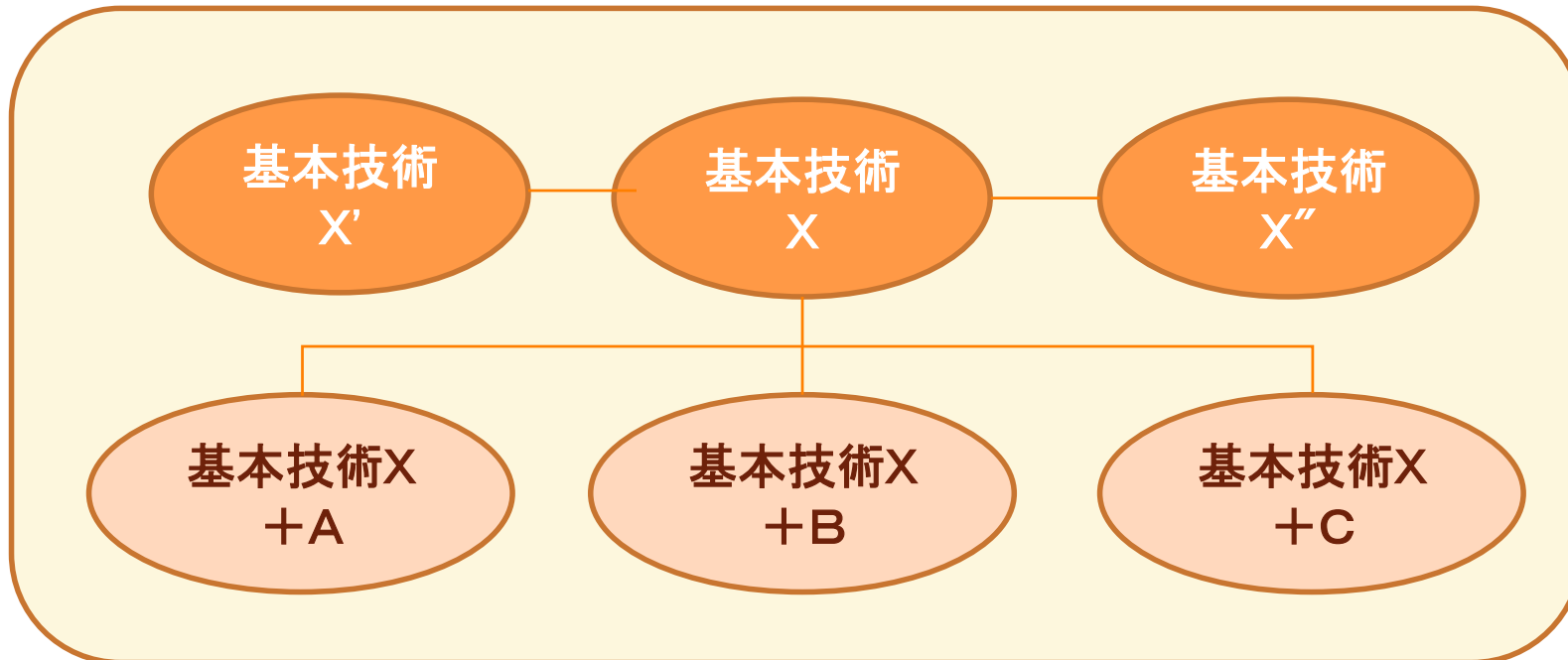
### <優先権を主張した特許出願>

- 1年以内であれば、特許出願に対して内容を追加できる
- 実際の事業に合わせた改良発明の追加も可能
- Xに加えてX'=X群 というように、特許の範囲を広げることが可能





## 理想の出願戦略



基本技術Xの出願時なら、一出願で広い権利取得が可能！  
ただし、チャンスは1度きり！！



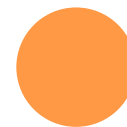
限られたおカネを  
有効に使う



< 公知化してしまいましょう！ >

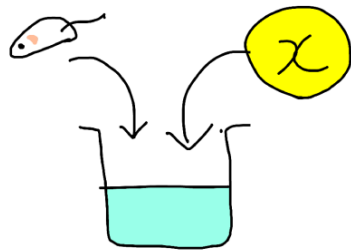
特許にしなくても、公開してしまえば、公知（誰もが知っている状態）となり、他社に特許を取得されることを防止できる

→特許公報に記載してしまえば良い





利用発明とは？



びびすけの特許  
ねずみパウダー＋成分X

特許取得

公知化

公知化

- ★公知化したら、ぼうちゃんは特許を取得できない
  - ★びびすけの権利範囲内を他人は使用できない
- びびすけの特許権の範囲を守れる





まとめ



事業を開始するときには、  
他社の動向を予測し、綿密な知財戦略を！

本講座のストーリーはフィクションです。  
時間の都合上、特許法の原則のみ説明しています。  
個々の事情によって状況は異なりますので、  
詳細は弁理士ご相談ください。

にゃんどるが教える知的財産講座

R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>

